

内閣委員會議録第七号

昭和三十七年八月二十九日(水曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君
 理事 伊能繁次郎君 理事 岡崎 英雄君
 理事 内藤 隆君 理事 堀内 一雄君
 理事 宮澤 胤勇君 理事 石橋 政嗣君
 理事 山内 広君

内海 安吉君 龜岡 高夫君
 草野 一郎平君 倉成 正君
 園田 直君 辻 寛一君
 藤原 節夫君 保科善四郎君
 前田 正男君 緒方 孝男君
 田口 誠治君 西村 関一君
 受田 新吉君

出席國務大臣
 農林大臣 重政 誠之君
 出席政府委員
 總理府事務官 山口 一夫君
 (行政管理局長)
 農林政務次官 津島 文治君
 農林事務官 林田修紀夫君
 (大臣官房長)
 農林事務官 坂村 吉正君
 (農林経済局長)
 林野庁長官 吉村 清英君
 水産庁長官 伊東 正義君
 委員外の出席者
 専門員 加藤 重吾君

八月二十九日

委員 笹本一雄君、高橋等君及び受田
 新吉君辭任につき、その補欠として
 倉成正君、龜岡高夫君及び西尾末廣
 君が議長の指名にて委員に選任され

第一類第一号

内閣委員會議録第七号 昭和三十七年八月二十九日

同日

委員 西尾末廣君辭任につき、その補
 欠として受田新吉君が議長の指名で
 委員に選任された。

八月二十八日

恩給法第七十五条第三号に規定する
 扶助料受給者の特別加給に関する請
 願(小川半次君紹介)(第四〇〇号)
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農林省設置法の一部を改正する法律
 案(内閣提出、第四十回国会閣法第
 九九号)

○岡崎委員長代理 これより会議を開
 きます。

委員長所用のため、委員長の指名に
 より、暫時委員長の職を勤めます。
 農林省設置法の一部を改正する法律
 案を議題とし、審議に入ります。

質疑の申し出がありませんので、これ
 を許します。山内君。

○山内委員 あるいは大臣の方からご
 あいさつがあるかもしれませんが、初
 めて大臣とお目にかかりますので、御
 就任に敬意を表したいと思います。

さて、ただいま議題となっております
 農林省設置法の改正案は、前回の国
 会におきまして御提案のおくれたこと
 と、その他の議案の審議のからみ合わ
 せて、とうとう審議に入らないままに

今日に至ったわけでありまして。この内
 容は非常に多岐にわたるものでありま
 して、こういう会期の短い臨時国会に
 おいては、実は扱うにふさわしくな
 い、通常国会の十分な会期のある間に
 おいて深く検討されなければならぬ
 ものだ、こう思うのであります。そ
 の点においては、私はなほ遺憾に思
 うわけでありまして、そこで、今申し上
 げましたような理由で、どうしてもこ
 の御提案の基本的な考え方からお尋ね
 しておく必要があるわけでありまして、

この提案理由を拝見いたしますと、
 冒頭から、内部部局として園芸局を新
 設するということから始まりまして、
 今回の設置法を改正する基本的な考え
 方においては一言も触れておられない
 わけであります。この点をぜひお伺い
 したいと思っております。特に焦点を合わせ
 て御回答をいただきたい点は、大臣も
 ちろん御存じの通り、今臨時行政調査
 会において、これら各機構について手
 を染めておられるわけでありまして、川島長
 官は非常に精力的に仕事を進めてお
 られるようにお見受けいたします。かつ、こ
 ういう部局の廃合、新設、課の新設ある
 いは定員の増、そういうものについて
 は、この調査会の答申を待つてやる、
 それまでは押えるという方針で臨まれ
 ている。ところが、この農林省設置法
 だけがどうしてこういうきびしい行管
 の了解を得て、こういう広範な改正を
 提案できたか。また、それだけに理由
 があるならば、その点を明らかにして
 いただきたい。この点について、もし

行管の政府委員がおいでになりました
 ら、あわせて行管の考え方もお答えい
 ただきたいと思っております。

○農政國務大臣 今回の農林省設置法
 の改正案の趣旨は、御承知の通りに、
 日本は北は北海道から南は鹿児島まで
 ございまして、各地域々々の経済条
 件、立地条件というものが非常に異
 なっております。これを東京
 で一律に行管をやっていくということ
 は——従来からもちろん各地方の実情
 というものを十分に調査もいたし、ま
 た、それを考えてやっておりますのであり
 ますけれども、何と申しまして、細
 長い北海道から鹿児島までの間のこと
 を十分に調査をいたしました。適切な
 農林行政の実行運営を期することは、
 もう先刻御承知のように、必ずしも十
 分でないという点があるわけでありま
 す。そこで、ことに今回農業基本法が
 制定せられて、その線に沿って農
 林行政を執行いたしていくということ
 になりますと、どうしても各地域の実
 情に即した農林行政を執行いたさなけ
 ればならぬと考へまして、この地方農
 林局の設置ということが考へられたの
 であります。園芸局と本省の機構も変
 えることになっておりますが、これら
 は御承知の通りに、成長部門に属しま
 す園芸につきましては特に重視をいた
 さなければならぬ関係もございしまし
 て、これを新設いたしました
 のであります。その他、局の廃合整備
 というようなものも、いずれも農業基
 本法に沿った農林行政を執行する上に

おきまして、きわめて必要なことであ
 る。たとえば課の設置にいたしまして
 も、生産資材、必需資材である農業用
 機械器具については、まだ課の設置が
 なかったのであります。すでに農芸
 についてはあり、肥料もあり、飼料も
 あるというふうで、農業用機械だけが
 なかったので、これを新設いたしまし
 て遺憾なきを期する、こういう建前で
 この農林省設置法の改正案を今回出
 したような次第であります。

それから、行管との関係についての
 お話であります。これはまた行政管
 理庁の方から御答弁をさせていただく方
 が適切かとも思いますが、一面には、
 あの行管においていろいろ検討してお
 られるのは、二、三年後にその結論が
 得られるというふうなこともあって
 おります。従って、これはずっと先の
 話になりますので、私どもの方は一日
 もすみやかにこういう改正をしていた
 だいて、実情に合う農林行政をやっ
 ていきたいと思います。こういうふう
 に考へております。

○山内委員 行管の御回答はまた向こ
 うが見えたときにしてもらうことにし
 ます。

ただいまの大臣の御説明によると、
 いろいろ地域には特殊の事情があるの
 だ、南北長い日本でありますから、そ

これは私どもわかりません。そこで、そういう地域の特異性に即応するような体制をおとりになる、このことが地方農林局を設置する理由だ、こういう御回答なんです、これは私逆じゃないかと思う。もう一度あとで地方の都道府県との関連において、そういう地方自治体と地方農林局との関係については、あらためて深い議論を進めてみたいと思います。

ここで今大臣から重大な御回答があったわけですが、農業基本法に基づいて、その実現のためにこういういろいろな機構改革をやるということなんです、私どもは実はあの農業基本法には反対はしました。その反対の理由が、今回の機構改革というこの形に、私も心配した点に落ちてきたという、この点が非常に重大だ。この点もあらためて後ほど質問したいと思えます。

そこで、園芸局をまず提案理由の最初にうたっておるわけですが、なるほど高度の技術も必要であり、管理も必要なこういう園芸というものを、今までの普通の蔬菜だけに依存しないで、こういうところに指導をされるという思いつきは、私は大へんいいと思う。ただ、園芸局を作るといことが、はたしてどれだけ農民の生活を向上させ、そして安定した経営ができるか、そのことを考えますと、私は非常に心配な点があるわけです。これは理屈で言うよりも、実例で私申し上げておきたい。実はきょう質問しようと思つて、ゆうべ新聞を見ておりましたら、きのうの毎日新聞の経済欄から拾った記事なんです、最近リンゴが一箱で四百五十円も下落した。平均は千

円、それが四百五十円もこの二十日ごろから値下がりになってしまった。千円そこそこのもので四百五十円と言えども大暴落です。実は私の知つている者も、もうリンゴの経営は成り立たぬと言つて、この仕事を放棄した親戚の者もある。若干事情を承知しております。そういうことで、すでに振興局が手をかけているこういう果樹の価格すらも安定ができない。今度園芸局ができて、こういう消流対策について大臣はどういう考え方で指導され、そしてこの園芸局を維持し、これを消費者の側からも生産者の側からも喜ばれるような安定した指導をされるつもりか、特にこの四百五十円の暴落について理由も書いておるわけ

です。ところが、この理由に至つては、実に私憤慨にたえない。その理由を見ますと、二十二、三日と果物小売店の休業日が二日続いたので暴落したと書いてある。それからあのとき台風が吹いてきたので、客足が激つてあまり売れなくなったとか、こんなことで、こういう価格が不安定な形において、どうして高等の果樹の価格の安定ができるか。この点については、農林省は今までどういふ努力をされておるか、わかちませんけれども、結果的には何ら手をかけていないと私に言われてもしょうがないのじゃないか。今度の新しい園芸局に対しては、大臣はどういう御指導をお考えになつておられるかを聞いておきたいと思つておる。

○重政國務大臣 実はその新聞記事は私まだ見ておりませんが、今お述べになりましたような理由で暴落したものであるとすれば、これは間もなく回復するものと私は思いますが、そうでな

しに、非常に生産が過剰になつて、そのために暴落をするというようなことでありましたら、これはもう簡単には参らぬと思うのであります。しかし、非常にリンゴが生産過剰になつて産地で暴落しておるということは、私まだ耳にいたしておりません。問題は、園芸局を設置いたしましたして、果樹につきましても、専門に一つ生産から販売に至るまでの間を合理化をはかつていく、ことにたいだいま御指摘の点は、価格安定の問題だろふと思つておるわけ

です。リンゴについてはまだいたしておりませんが、本年から始めましたのが、御承知のタマネギについての価格安定の対策でございます。これらの実績を見まして、漸次果樹につきましても、価格の安定の対策を推し進めていきたい、こう考えておる次第であります。園芸局ができて、果樹について、ろむん品目別であります、供給の状況、さらには需要の伸びの程度等も詳細に専門的に検討ができて、そしてそれらのことを産地にも通報ができる、こう思つておるわけ

です。また、市場の流通機構の合理化は漸次いたしつづつあるわけですが、それと同時に、出荷の調整ということも、専門的に各市場の出荷の状況を見て、これを産地側に伝えていく、通報するというような制度も採用をいたしました。そして価格の安定をはかつていきたい、こういうふうに考えておるわけであり

ていけません。ただ、今大臣の御答弁の中から大事なことは、生産過剰の問題を言われておるわけです。現在の日本の果樹の需給関係は一体どうなつておるのか。特に私こういう考え方を持っております。常に作物が非常に豊作である、もういつまでも価格がたかたか、ところが、大臣もあるいは御承知かと思ひますけれども、すぐ日本海をはさんだ向かい側の共産圏の方では、果物とかベレイションとかタマネギとかいふ価格の不安定な物資の購入を非常に欲しているわけです。今度ソ連に行かれた河合团长以下どういふ御報告があるか知りませんが、おそれなくこれも考慮して、シベリア開発というものの結びつきの中で果たすこれらの農作物というものが、相当重視された報告が出るのではないかと私の想像しておる点であります。そういう意味で、ちょっとこれは質問からそれるかも知れませんが、共産圏と果樹関係農作物の交流関係をどうお考えになつておるのか。国内消費だけの果樹であつたらもうすでに飽和点に私は達しているのではないかと。従つて、貿易というものは、特に共産圏との

取引を考えた場合には、この日本の園芸も成り立たない、私はこう思つておるわけが、いかがでございますか。

○重政國務大臣 私は、果樹については、実はこういうふうに考えておるのではありません。日本人の果樹消費量というものは、御承知の通り、まだ欧米諸国に比べますと半分にも満たないのであります。三分の一ないしは半分以下の消費であるのであります。われわれ国民の消費の面から申しましても、私どもが荒っぽい推算をいたしまして

も、まだまだここ二十年やそこらの間は、現在のような果樹の増産の趨勢で参りまして、生産過剰になるとは私は考えないのであります。

貿易につきましても、これは非常に大切なことでございます。現にミカンでありますとか、ミカンカン詰というふうなものは、相当海外に輸出せられておるのであります。御承知のように、本年はミカンの値段が非常に高いので、そこでカン詰の原料にすることができないというので、カン詰の輸出数量も激減したというふうな実情もありません。でありますから、私は、この果樹はできるだけ生産のコストを下げて値段を安くして、その消費を大いに国内においても増進する、また輸出におきましても、できるだけ生産の合理化をはかつて値段を安くするということが第一である。そして消費を増大し、輸出を増加するということが、将来向かうべき方向であらうと私は考へるのであります。ソ連貿易については、だいまの御指摘であります、もとほ御指摘の通りに、日本のミカン、リンゴその他のものが、あの朝鮮を通じてソ連には相当出たわけであり、すが、今日は御承知のような状況で、そういうふうになかなかなつておらないというのが実情でありまして、日ソの貿易が漸次拡大する機運になりまして、御指摘の通り、リンゴ、ミカンというふうな果樹というものの対ソ連の輸出というものは、私は相当に期待をいたしていいものである、こういうふう

に考えております。

○山内委員 これは事務的なことですから、官房長からの答弁でいいのですが、今度の園芸局の人的構成はどうい

うふうに配置されるのか、その点を明らかにして下さい。

○林田政府委員 現在振興局におきまして園芸関係の事務を所掌しておるわけでございますが、特に今回の園芸局にあたりましては、技術者を専門分化いたしましたして、できるだけふやしていただきたいというふうな考え方を持っておりますが、現状におきましては、技術職員が二十八人でございますが、それを三十九人程度にふやしていきたい。それから現在種苗の検査をいたしておりますが、これは三十六人でございまして、これはそのままにいたしまして、三十六人でやっていく。そのほか、流通問題とかあるいは加工の問題を十分意を用いていきたいというふうな考え方から、事務職員も、流通問題を果樹、蔬菜、そういう場合に相当置いていくというふうな考え方を持っております。全体といたしましては、百三人ぐらいの定員にしていきたいということを考えております。

○山内委員 先ほど大臣は、一名の増員もないというふうに言明をされたのですが、これは全部年度の機構改革をならしてあるいはそうなるのかもしれないけれども、どうもいただいた資料だけではかかってみますと、かなりの増員になるように私は計算をしたのですが、この点は間違いありませんか。今の園芸局だけ考えましても、二十七人か二十八人ぐらいの増になるわけですか。その点を……

○重政國務大臣 これは配置転換をいたします関係上、ある部局では減る、園芸局のようなものはふえる、こういうことになるわけでありまして、全体といたしまして、例の常雇いを定員化す

るといふ問題がございまして、その分が九百十人ふえることになっております。でありますから、全体といたしましては、その分を除けば、配置転換によつてまかなないわけ、こういう方針でおるわけでありまして。

○山内委員 そういふことだろうと私も想像はできますが、今の常勤の定員化については、またあとでお尋ねいたします。

○林田政府委員 そういふことではない、結局この園芸局というものは、現在の振興局の持つ課のほかに総務と経済の二課がふえる、こう理解していいわけですね。それで二十八名ふえるわけですね。

○山内委員 それでは次に、農政局の問題で若干お尋ねしておきますが、この振興局から、さらに農林経済局の企画あるいは農業協同組合の指導行政の仕事が移管されて、今度農政局と名前も変わったわけですが、これは名前を変えなければならぬ理由はどこにあるのですか。

○重政國務大臣 農政局と名前を変えた方がよいというふうに考えましたのは、農林省の分化の全体をござらぬいただきますと、ただいま御指摘になりました園芸局がある、あるいは畜産局があるとかいふふうには、農林省の分化は縦割が多くなつておるのであります。それを総合的に農政局において調整するといふことか、そういう仕事も農政局にやらすという建前から考えますと、農政局という名前の方が、農政全般についての調整というふうな意味もありまして、その方が妥当であるかと

も考えます。

○山内委員 どうも全般的に見回して、無理に、あとからお話の出る地方農林局を置くために、仕事の同じ内容のものを入れかえを相当にやつた、そのために業務のアンバランスが相当出てきたのではないかと、そういう点もちょっと危惧される点があるわけですか。けれども、そのことはあまりこまかくなりません、私も見ただけでは、あまりに大きな部と課を持つておられますので見当がつかないのですが、この振興局を農政局に変えたということ、これは、今の大臣の御答弁では、縦割りで業務をやつておるので、名前がふさわしいからという御答弁ですが、単にそれだけでわざわざ名称を変えたというふうにもちょっと受け取れないのですか、これは事務的な方の御回答でございまして、この御答弁が、いかがですか。

○林田政府委員 ただいま大臣から答弁されましたように、今回の設置法改正にあたりまして、中央におきましては、やはり消費構造の変化に対応していきたいというところを一方において考えまして、従つて、園芸局を新たにつくると、畜産局というように、専門分化された農産物の各局があるわけでございます。そういう各局の専門分化された事務を、もう一度農業経営を行なうものというふうな見地、農業経営の見地から把握いたしました。そして、農業の構造改善を進めていくという必要がございまして、従来振興局というように単に振興という名称を用いておりましたのを、農業全体として農政局に把握していくというふうな考え

方をおもちまして、農政局という名称が適当であらうというふうなことから、変えるように考えた次第でございます。

○山内委員 名称の問題に今こたわりません。

では次に、農林経済局なんですが、この中に大臣官房から移管されておるところの仕事で、国際協力関係の事務というのがありますが、これは具体的などういふものか、その内容をできるだけ詳しくお示しをいただきたいと思

○林田政府委員 現在大臣官房におきましては、コロンボ・プランとかあるいはFAOの関係とかいふように、特に後進地域の開発のような場合におきまして技術援助を要する、あるいは国際諸国における協調の問題とか、あるいは賠償関係の問題とか、あるいは賠償関係の問題とか、そういうことを、大臣官房の参事官室をつくりまして、そこで所掌をしておるわけでございます。ところが、今後においては、技術援助が相当大規模になつて参ります。また国際協調の事務がよいよよ多くなつてくる、そういうことから、今度農林経済局におきましては、農林経済局を従来の考え方から、国際経済とかあるいは農林と他の産業との接触とか、そういうふうな面から、農林経済局を構成しようというふうなことを考えました。従いまし

て、大臣官房の国際協力の事務を農林経済局に一元化して、そこでなお拡大して行なうていきたいというふうな見地から、移すようにしたわけでございます。

○山内委員 こまかいことは抜きにいたしまして、それでは次に、地方農林局についてお尋ねしておきたいと思

ます。この地方農林局の考え方は、先ほど大臣の答弁にもありましたが、これは行政全般に及ぼす影響が非常に大きい。特に都道府県あるいは市町村、こういう地方自治体との関係というものは、非常に影響が大きいと思

うのです。この地方農林局の設置というものが、地方自治法との関係で、違法の問題が起らないかどうか。地方自治体の権限を侵害するとか、あるいは地方自治の確立を保障されている憲法下において、政府のこういう出先機関の権限拡充というものは、これは逆行ではないか。そういう点を非常に心配するわけですか。この点について十分これから議論してみたいと思つておりますが、この点で大臣及び官房長から御答弁いただきたい。

機構が円滑に行なわれて、それによつて農林行政がさらに数歩前進するということでありませう。われわれも、たしなましては、機構の改革につきましても御同意をせざるを得ないわけでございます。さらに、改革の内容自体が、いずれも緊急なものであり、あるいは臨時行政調査会においても検討しておられますような方向に沿つて権限の移譲等が行なわれておりますので、これらの点からみまして、このたびの農林省の機構改革は適切であると判断いたしました。御同意を申し上げます。

○山内委員 そういう御回答がどうもは思ふのですが、ただ、先ほどから大臣と議論しておるのですが、地方自治体との権限移譲の問題、いろいろなことをからみまして、まだ全般的な結論の出ない前に、わずか一年か二年前にこれだけの機構改革をして、かえつてそのことが将来基本的なものが出たときにお困りになりはせぬか、その点も多少は心配される点があるわけです。その点については御検討されましたか。

○山内政府委員 その点につきましても、農林省の権限と府県の権限の關係、あるいは農林省全体の各局の権限と地方局との關係、さらには、農林省を含めまして政府機構全体の権限をいかなる方法で移譲するかというふうな問題が、むしろ背後にあるわけでございます。しかし、方向といたしましては、なるべく中央の権限を地方に移して、中央は企画官庁としての企画的な機能を強化し、地方は実施的の機能を強化していくことが一つの大きな流れであり、この流れに沿つたもの

であります。以上は、むしろほんかとの關係もございませうが、それを一部分実施に移すということによりまして、将来混乱を起すことにはないと考えられております。将来、この流れに沿ひまして、さらにそれがふくまれていくとか、あるいはさらに大幅に権限が移つていくというふうな問題もむしろあると思ひますが、しかし、この方向だけは間違いない、かように考えております。

○山内委員 だいたいのお返事は聞き及んでおきます。将来どういふことになりませうか、そのときになって議論の対象になるかもしれません。今度地方農林局を七つのブロックに分けて、北海道だけが除外されておる。この七つのブロックの考え方は、北海道を除外した理由をお聞きしたい。

○林田政府委員 まず、北海道を除いた理由でございますが、北海道には、先生御承知のように、中央には北海道開発庁がありまして、また、北海道には北海道開発局がありまして、北海道開発局で国のいろいろな仕事は所掌しておるわけでありませう。それから北海道は、県として見ました場合には、北海道庁単一でやっておるといふ特殊の事情があるのであります。それから、たとえば農林關係の仕事は北海道開発局から分離いたしました。そこに農林局を設けてやるかどうかということを考えてみますと、それよりむしろ、他の産業との關係もございませう。開発局があるわけでありませうか、開発局として考えていった方がいゝという見地から、あるいは北海道庁が道庁として北海道全体をやっておるというふうなこともございませうので、

農林局は置かないということにいたしましたわけでありませう。内地の府県につきましても、七ブロックに分けまして、このブロックは従来から農地事務局で所掌しておるブロックでございます。が、とりあえずはこの七ブロックに分けて、その地域に應じた地域的な行政を進めていくという見地から、分けておくということにいたしましたわけでございます。

○山内委員 これはどうしてももう一べん大臣に念を押しておかなければならぬと思ふのですが、それは地方自治体と國の關係なんです。今回は農林省が持つ権限をそのまま都道府県に移さないから、中間のものを設けて、それに大幅に移譲した。ところが、このことは、大體は、農林省という中央の権限の立場から見れば、それは当然だとお考えになる。しかし、地方の住民にすれば、都道府県の強化、自治の確立ということ、非常に要望されておる点です。ところが、今度ブロックでやういふ地方農林局ができて、政府の出入りできた。都道府県の知事は、全部住民の直接選挙によつて民主的に選ばれた人になる。ところが、これだけの権限を持つ地方農林局というものは、大臣が任命する官僚が行つてやる。これは非常に行政上に大きな相違が起るわけから。こういう点で、地方自治の立場から見れば、このことは決してプラスだとはいへないと思はれる。むしろ、地方自治体に権限を移譲するものは全部やめて、ある程度中央が握らなければならぬものは握つておるのもいいのですが、中間に今やういふものををつくり上げるというところは、時代逆行と言わなければならぬと私は

思う。この点については、自治省の方の御見解も必要だと思ふのですが、委員長、できましたら御出席を願ひたい。――それまでによつと。北海道を地方の農林局から除外した理由はわかりませう。けれども、今の開発局と今度で上がるものとは、全然仕事の内容が変わつてきておるわけですから、その方は全面改正をしなければ均衡がとれなくなると思ひますけれども、その点はどういふふうにお考えですか。

○林田政府委員 地方農林局は、県と農林省の中間にございまして、地域的な行政をやるといふことを考えておるわけでありませう。北海道につきましても、北海道庁が北海道全体の行政をやつておるもので、その地域的な行政を特に農林局を設けてやるということ、二重にもなりますので、やういふ見地から、置かないということをお考えたのであります。

○山内委員 それからこの際、ちよつとお聞きしておきたいと思ふのですが、先ほどお話の出ました、今度はこの改革に伴う定員の増は一名もやらない、これは時の問題で、すぐくずれると私は思つておられますけれども、一応そのことは信賴してもよろしいのです。が、ただ、いただきました資料の中で、国有林野事業に従事する職員の内、臨時日雇い作業員が四万八千八百六十二名、それから臨時の月雇いの作業員が一万四千八百六十九名、こういう非常に多数の臨時作業員を持つておるわけですか。どの省でも大小ないところはないと思ひますけれども、まあおそらく、この国有林野くらい多数の

こらいう職員を持つておるところはない。一体この内容は、たとえば男と女と分けてどれくらいになるのか、そしてこの臨時雇用というのは、年間何カ月くらい働いて、何カ月くらい休んでおるのか、これに対する失業保険の問題はどうなつておるのか、また、この日給はどれくらいを現在支給しておるのか、それから必要な、要求する作業員をこれでもって満たしておるのか、また不足なのか、余つておるのか、その点を一つ概括的に御説明いただきたい。

○重政國務大臣 林野庁長官から御答弁いたさせませう。
○吉村政府委員 国有林野事業に従事します臨時職員でございますが、仰せのように、非常に多数の臨時職員を使用いたしまして、事業を遂行いたしておるのでございます。この事業は、最も大きなものは直営生産事業、直営生産事業と申しますのは伐採事業でございます。それと造林事業、それからそれに関連いたしますそれぞれのごまかい事業がたくさんあります。この業種を申し上げますと、非常に多岐にわたつております。百種以上になつております。一年以上雇用、年々雇用しております者、それから六カ月以上毎年繰り返しておる者、これは定期作業員と申します。それから月雇いの臨時作業員、それから日雇いの臨時作業員、こういう種類があります。男女別の数字はちよつと今手元にはございませうが、なほございませう。御承知のように、この林業、森林の作業というものは、季節に非常に左右をされるのでございませう。一つの仕事を一年間続けてやれるとい

うようなことが非常に少ない。たとえば造林にいたしますと、適期というものがございまして、ほんの一、二カ月の間に植栽などは済ませてしまわなければならぬというような事業が非常に多いのでございます。しかも屋外作業でございまして、そういうようなことでございまして、この臨時の作業員というものが非常に多くなっております。

○山内委員 賃金関係をちょっと……

○吉村政府委員 この賃金は、団体交渉によりまして、労働組合と当局との団体交渉の協約によつてきめておるのでございますが、ごく低い者は四百円くらいから、高い者は千円ということになります。

○山内委員 そうしますと、この臨時の人たちは、おそらく臨時雇用ですから、組合結成の資格はないと思うのですが、そうしますと、この人たちの利益を、国が認めておる組合との団交でやつてやる、こういうことなんでしょうか、その点はどうですか。

○吉村政府委員 臨時作業員も、雇用時期は組合に入つておる者があります。

○山内委員 実は私これをお尋ねする理由は、最近民間の賃金が非常によくなつてきておるのです。ところが、これに伴つて、この林野庁関係の賃金は、私は低いのではないかとということをお尋ねしておる。そのために雇用を得られない。せつかく今まで熟練して何年もおつた者も、給料が安いから、安い賃金で一般のところへ行つてしまふ。そういうことが林野事業の業務遂行に非常に障害になっておるといふ事例を私は聞いておりますから、そこ

で心配して聞いておるわけなんです。その点についてはどういふ関係になつておりますか。

○吉村政府委員 この臨時作業員の賃金につきましては、その地方別の民間賃金を調査いたしまして、交渉をいたして決定しておるのでございますが、お言葉のように、地域によりましては、比較的都会に近いようなところでは、そういうような現象が確かに見られております。ただ、この賃金の決定は、新賃金がこの四月に公労委の裁定によりまして妥当な賃金にきまつたところでございます。そういうあれに準拠いたしまして実施をいたしておる次第でございます。

○山内委員 ちょっとくどいようですが、けれども、その決定が、どういふ賃金、幾らできまつたかよくわかりませんけれども、国のこういう決定が全部右へならえしまして、造林事業をやつて、それに補助金をもらう。それで、こういう単価が安ければ、それが基礎になつて何分の一ということになりますと、なかなか地方では人を得られない。その人たちはまたその上に上置きして、そういう作業員を雇わなければならぬ、こういう現実があると思ふ。そういう点で、私この賃金問題を特にお聞きしておる。このことが一

点。それから最近、これは労働関係の方ですけれども、よく問題になりますのは、臨時工の問題、特に常用化して身分を安定化させてやれるにもかかわらず、それをやらないで、いつでも臨時の形で置く。そうしてもう雪が降つてきて、作業が要らぬから、お前たちはもう休め、こういうことで臨時雇用の

形をずっと続けておる。このことはやはり労働基準法の違反だといふ考え方から、できるものは全部定員化せよといふことは、何年も前から私は労働省にも迫つております。行管もその線でも、かなり多数のものをもうほとんど残らぬくらい一般定員に繰り入れをやつておるわけですね。この中で、特に林野庁がこういう多数の人を、しかも同じ作業に季節によつて臨時雇ひみたいに更新して使つていく。こういうことが、必ずこのね返りは、作業の上で適当な人も得られない、将来のガンになる、こう判断をしておるわけですね。この点について、一つもう一べん信念のあるところを言つていただきたい。

○吉村政府委員 補助金の関係は民有林の関係でございまして、その中の賃金の算定と、国有林の作業員の賃金とは、ちょっと別個になつております。公共事業の補助金の中の賃金の算定はまた別になつておりました。これは別途に予算の要求に努力をしておるところでございます。また、雇用安定の問題でございますが、私も、この雇

用を安定しなければならぬといふことは、まことにその通りでございます。林業の季節性といふことを克服いたしますために、いろいろと検討をいたし、努力もいたしております。たとえば造林季節といふものも、なるべく短くしないで、長く造林の季節ができるようにいろいろ研究をしております。造林作業とたとえば伐採の作業と比較いたしますと、非常に性質が違つてあります。一人の人が必ずしもそのいろいろな仕事を通じてやれるといふものでもないでございまして。同時にまた、定員化の問題になります

と、この中の半分以上というものは、能率給と申しますか、出来高制の賃金の支払い方をいたしておるのでございます。これは伐採を中心としておるのでございまして、この作業員の雇用の安定ということにつきまして、常用化ということには大いに努力して参つておるのでございますが、定員化という問題にはかなり問題が残されておるといふように私どもは考えておるのでございます。

○山内委員 地方農林局の問題については、まだ私虚心坦懐に受け取れないのですけれども、自治省の方の政府委員もまだお見えになつておりませんので、またあらためてお尋ねすることにして、きょうはこれで終わります。

○岡崎委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は、明二十日午前十時理事會、十時半委員會を開会することとし、これにて散會いたします。

午後零時三分散會

第一類第一号

内閣委員会議録第七号

昭和三十七年八月二十九日

昭和三十七年九月十日印刷

昭和三十七年九月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局